



平成 27 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 ユニ・チャーム株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 高原 豪久
(コード 8113 東証第一部)
問合せ先 グローバル人事総務本部長代理 志手 哲也
(電話 03-3451-5111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、会社法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 27 日法律第 90 号。以下「改正会社法」といいます。）の施行の日（平成 27 年 5 月 1 日）から効力を生じるものとして、平成 27 年 3 月 27 日開催予定の第 55 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、平成 11 年に経営の監督と執行の分離を目的とした執行役員制度を導入するなど、ガバナンスの強化を実施してまいりましたが、改正会社法による「監査等委員会設置会社」の法制化に合わせて、執行に対する取締役会の監督機能強化、および社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性向上を目的とし、グローバルな視点から国内外のステークホルダーの期待に応えるべく、「監査等委員会設置会社」に移行し、更なるガバナンスの強化を図るものです。

これに伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等、所定の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定時株主総会開催日（予定）	平成 27 年 3 月 27 日
定款変更の効力発生日	改正会社法の施行の日（平成 27 年 5 月 1 日）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いてあらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、15名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いてあらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規則) 第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(執行役員) 第26条 (条文省略) 2. (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査等委員会の招集および議長) 第23条 監査等委員会は、各監査等委員が招集し、あらかじめ監査等委員会で定めた取締役が議長となる。 2. 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規則) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会規則) 第26条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(執行役員) 第28条 (現行どおり) 2. (現行どおり)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> 第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第5章 計算</p>
<p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第30条～第33条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(施行期日)</u> 第1条 本定款の変更は、会社法の一部を改正する法律(平成26年6月27日法律第90号)の施行の日から効力を有する。なお本附則は上記の効力の発生をもってこれを削除する。</p>